

平成 30 年度

事業計画

公益財団法人 リバーフロント研究所

平成30年度事業計画

我が国及び国際社会は、気候変動による地球規模での環境変化、生物多様性など地球自然環境の喪失、資源、エネルギー、食料の逼迫、激甚な災害の頻発など、世界全体がグローバルに関係し人類が認識を共有し協働して取り組むべき世界的規模の課題に直面している。これらの諸課題は、水害激化、旱魃、水環境悪化、水辺生態系の喪失など、様々な形で水の姿となって現れている。

これらの諸課題を克服し、低炭素社会形成に貢献し、かつ、自律して活力ある持続可能な社会を再構築するとともに、世界の取り組みを先導し貢献していくことは、我が国の喫緊の課題となっている。

上記の課題に適切に対応していくためには、水にかかわる分野では、流域を基本として社会システム全体の最適な組み合わせを追求し、自然環境がもたらす恵みを引き出し、生態系サービスを持続的に享受し得るとともに、流域ごとの個性、多様性を尊重しつつ自然災害に対して強靱な国土基盤、流域社会を再構築していく必要がある。

リバーフロント研究所は、自律して活力ある持続可能な社会の再構築に資するため、気候変動、資源の逼迫、自然環境の悪化など世界的にも地域的にも抜本的対応が必要となっている水や水辺に関する諸課題について、常に将来の社会のニーズを先取りし、多様な分野の学識者と連携しつつ、未解明である、学際的である、又は先端的である技術、施策・制度等に関する調査研究、技術開発（以下、「研究等」という。）に取り組む、研究等の成果を今後の社会を支える施策、制度等の制定、改定の技術的基盤とすることを目指して活動する。

平成26年7月には水循環基本法が施行され、平成27年7月に法律に基づく水循環基本計画が閣議決定され、今後は、流域ごとの流域水循環計画や地下水管理計画の検討、推進が期待される。当研究所の水循環状況の把握、分析に関する研究成果は、水循環関係施策を推進する上で、これを技術的に支える役割を担っている。

また、平成26年から、民間の活力が主導する河川、水辺の利用推進を目指した「ミズベリング」の取り組みがスタートしているが、当研究所の水辺のソーシャルデザインに関する研究成果は、この取り組みの基本理念を支えるものとなっている。

平成27年9月に発生した鬼怒川の洪水被害は、人口・資産が集中した地域における水災害の脅威を再認識させるものであり、小頻度ではあるが極めて大規模な災害に対する地域全体での取り組みの重要性が改めて浮き彫りになった。また、平成28年、29年に発生した北海道、東北、九州地方における度重なる洪水被害は、気候の変化を現実のものとして実感させるとともに、中小河川流域における災害に対して強靱なまちづくりの重要性と危機管理

体制の課題を浮かび上がらせた。

平成29年度は、平成9年度の河川法改正から20年、昭和62年度のリバーフロント整備センター（リバーフロント研究所の前身）設立から30年の節目の年であった。国においては、「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」、「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会」の提言が発表され、また、当研究所においては、我が国を取り巻く自然要因や社会構造の変化を認識しつつ、これまでの活動成果をレビューするとともに、有識者から御意見を伺いながら、今後の活動方向性について整理を行った。

上記を踏まえつつ、平成30年度は、上記の提言で指摘された課題への対応など、今日の課題の解決に貢献することを念頭において、河川、海岸等の水辺、流域に関し、環境・生態系の基本的課題の解明、健全な水循環系の保全・再生、河川整備とまちづくりが一体となった安全・安心で活力ある水辺の形成・活用、自然豊かな水辺の保全・再生、関係者の意識共有・合意形成などに関する未解決の諸課題にチャレンジしつつ、以下の研究等を重点的に行う。

研究等の成果は、施策・制度等を通じて我が国の社会基盤の充実、国民生活の向上に資するとともに、水や水辺に関する様々な団体等活動や諸外国の抱える水に関する課題の解決に寄与するべく幅広い活動を目指す。

1. 環境・生態系の基本的課題に関する研究等

水辺の有する多面的機能に対する理解を深めるため、河川、海岸等の水辺に係わる環境に関し、環境・生態系の基本的課題に関する研究等を行う。

1.1 環境・生態系の機構解明

流域社会と水辺の環境の係わりを考える上での基本となる、生物多様性と生息・生育環境のかかわり、自然・人為のインパクトが生物の生息・生育環境に及ぼす影響の把握、環境の多面的機能の評価、河川環境の目標等に関する研究等を行う。

1.2 様々な要因の変動に伴う水辺の環境・生態系等への影響

流域社会の状況変化、気候変動等、様々な要因の変動に伴う水辺の生物の生息・生育環境の変化の把握、生態系への影響、対応策の考え方等に関する研究等を行う。

2. 持続可能で活力ある安全・安心な流域社会の形成に向けた研究等

低炭素社会の実現、しなやかで強靱な流域、生態系サービスを楽しむ社会の再構築に向け、気候変動、生物多様性等の地球規模の課題や、大規模災害、地域活性化等の地域ごとの課題に対処し、持続可能で活力ある安全・安心な流域社会の形成を目指した研究等を行う。

2.1 健全な流域水循環系の形成に向けた研究等

水循環基本法の理念を踏まえ、次の諸課題に関する研究等を行う。

2.1.1 地域の実情に応じた健全な水循環形成

地域の実情に応じた水循環に関連する様々な課題に対処するため、流域を基本として、表流水、地下水を一体として健全な水循環を再構築するための流域マネジメントの推進に関する研究等を行う。

水循環系の健全化、流域環境保全・再生などの観点から望ましい国土管理のあり方等に関する研究等を行う。

2.1.2 水循環施策を支える技術基盤

水循環に関連する様々な施策を推進していくために必要なIT技術を活用した情報共有のあり方について研究等を行う。

最新技術を活用した、水循環の状況把握手法に関する研究等を行う。

2.2 しなやかで強靱な流域形成に向けた研究等

「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会」の提言等を踏まえ、次の諸課題に関する研究等を行う。

2.2.1 まちづくりと一体で取り組む、しなやかで強靱な流域形成

自然災害に対してしなやかで強靱に対処する流域形成に向けて、自然災害に強いまちづくり・土地利用、耐水型都市・流域構造の構築の推進に資する高規格堤防等のまちづくりと一体となった整備促進手法、民間活力活用手法等について研究等を行う。

2.2.2 個性を活かした活力あるまちづくり

水辺利用者の視点を十分踏まえ、歴史、文化、生活等の地域ごとの個性を活かし、地域の活力を引き出す、まちづくりと一体となった良好な水辺の形成に向けて、水辺の整備、管理、利活用、自然環境・景観保全等のかわまちづくり関連施策に関する研究等を行う。

かわまちづくりの推進をサポートする、人材の確保、育成手法に関する研究等を行う。

活力のある良好な水辺の形成に、民間活力を活用するエリアマネジメント等の多様な手法の活用に関する研究等を行う。

2.3 生態系サービスを楽しむ流域社会構築に向けた研究等

「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」の提言等を踏まえ、次の諸課題に関する研究等を行う。

2.3.1 生態系サービス機能を保全・再生・増進する水辺の計画、管理手法

砂州、湿地、干潟、汽水域等、様々な特徴ある水辺の特性を踏まえ、生物生息・生育空間、その特性の把握・評価、保全・再生の考え方、河川環境目標設定の考え方について研究等を行う。

生物の生息空間の保全、再生に寄与する河川空間管理、河川計画、河道設計の考え方等に関する研究等を行う。

山・川・海や川・水路・水田を繋ぐ、生物の生息環境の縦断的、横断的連続性確保等、流域が連携した生態系ネットワークの形成に関する研究等を行う。

2.3.2 自然環境を保全・再生する河川、海岸づくり

干潟、湿地、礫河原、海岸等の水辺に関し、地域ごとの個性や特性を踏まえた水辺の自然環境の保全・再生の推進に関する研究等を行う。

河川の整備・管理に際し、洪水等の攪乱に適応し、生物の良好な生息・生育環境との調和を図る多自然川づくり、順応的な河川管理に関する研究等を行う。

2.3.3 その他、河川、海岸等の環境に関する諸課題

外来種対策に関する、調査手法、対策の考え方等に関する研究等を行う。

その他、河川、海岸等の水辺の環境上の課題の解決に資する研究等を行う。

3. 意識共有、合意形成の円滑化に向けた研究等

水辺に係る現状や諸課題に関し、関係者が認識を共有し円滑な合意形成を図るための手法に関する研究等を行う。

3.1 水辺の状態や水循環の「見える化」、意識共有

水辺や水循環に関する様々な関連分野の専門家ではない関係者でも、水辺の状態や水循環の状況をわかり易く理解できる「見える化」手法に関する研究を行う。

水辺に関する活動を展開する全国の諸団体の交流、意識共有に関する研究等を行う。

3.2 水辺に関するデータベース

生物の生息環境に関する物理環境、生物環境等の水辺の生態系の状況に関する資料を総

合的に取りまとめ、容易に基礎的資料を引き出し、分析・評価にも有効なデータベースに関する研究等を行う。

水循環に関連する情報の共有する手法のあり方について研究等を行う。

4. 研究成果、技術の普及啓発

4.1 多様な手法による情報提供

当研究所ホームページを活用して、「リバーフロント研究所報告」を公表するなど、研究等の成果の普及を図る。

研究発表会を実施し、調査研究成果を発表しその普及を図る。

水辺空間の整備・管理に係わる技術者の技術力向上を図るため、技術・知識の習得、意欲の向上に資するセミナー等を実施する。

水に関連した講演会、シンポジウム等において、研究成果を活かした活動を行う。

4.2 多自然川づくりサポートセンターにおける諸活動

多自然川づくりサポートセンターにより、現地技術指導、アドバイス等を行う。

多自然川づくりに関する各種の技術資料の作成・公表、多自然川づくりに関する情報・知見の蓄積・共有等を行う。

4.3 刊行物の出版等

リバーフロント研究所の機関誌「RIVERFRONT」を発行する。

研究成果を、健全な水辺の保全や利用促進に寄与する、市民にも理解しやすい冊子等として刊行し、それらを大学等の研究教育機関、図書館、NPO等に提供し、研究成果の活用に資する。

水や水辺に関する、技術の開発、情報交換及び啓発を目的とした研究会等に参加する。

5. 研究成果の諸外国における普及啓発

研究等の成果を海外にも情報発信し、国際的な水や水辺に関する課題の解決に寄与するとともに、海外の技術を吸収し国内における課題解決に活用するため、以下の活動を行う。

5.1 研究成果等を活用した諸外国への展開、技術普及等

関係機関と連携して、研究成果を活用した諸外国の水や水辺に関する課題解決のための研究等を行う。

諸外国からの研修生を受入れ、研究成果に関する技術の普及活動を行う。

諸外国からの派遣の要請があった際には、職員を派遣し、助言、現地調査、技術指導等を行う。

5.2 アジア及び日本河川・流域再生ネットワーク（ARRN/JRRN）の活動

平成18年度に設立した、日本、中国、韓国等アジア地域を中心に世界における河川・水辺環境等の再生に関する情報と知識・経験を交換・共有する場である「アジア及び日本河川・流域ネットワーク（ARRN/JRRN）」により、先進的な実践事例の情報提供・交換を行うとともに、アジア地域で直面する河川環境等の再生の課題の解決に寄与する。また得られた情報を活用して、わが国の河川環境等の技術向上にも貢献する。

5.3 海外への情報発信と技術の吸収

諸外国からの要請等に応じ、フォーラム、セミナー等への派遣を行う。

国際学会及びセミナー等に積極的に参加し、研究成果の発表等を行う。

諸外国より講師を招いてフォーラム、セミナー等を開催し、意見及び情報の交換を行う。

6. 財団の体制及び運営に関する事項

6.1 評議員会

5月に定時評議員会を開催するほか、必要がある場合に開催する。

6.2 理事会

通常理事会を年3回開催するほか、必要がある場合に開催する。